

なぜ万博会場の土壌の「現地調査」を行わないのか

年末 28 日に提出された大阪市環境影響評価専門委員会『2025 年日本国際博覧会に係る環境影響についての検討結果報告書』を検討している。博覧会協会「準備書」に対して厳しい指摘も散見されるが、問題と思われる点も少なくない。

検討内容の 4 土壌について問題を指摘しておきたい。現況調査について、現地調査を行わず既存資料調査のみが行われていることから、その理由について事業者を確認したところ、事業者提出資料で次のとおり説明があったとしている。

「会場予定地である夢洲においては、本事業の方法書提出後に、大阪港湾局による土壌調査により、土壌汚染対策法等の基準の超過が確認されたことから、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)(2 区、3 区、4 区の竣工地)、自然由来等土壌海面埋立施設(2 区、3 区の未竣工地)に指定されています

大阪港湾局によれば、夢洲では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、土壌汚染対策法等の法令に基づき、浚渫土砂や建設残土を受け入れ、埋立を実施しており、自然界に偏在するひ素・ふっ素等が埋立土砂に含まれていたことが基準超過の原因とされています。

また、土壌汚染対策法に基づく埋立処理施設である夢洲 1 区は、廃棄物の管理型処分場であることから、最終処分場の維持管理基準上の 50cm 覆土は維持し、本事業として盛土を行った上で、その盛土層のみを掘削する計画です。

なお、会場予定地は全域が土壌汚染対策法に基づく指定区域等であることから、工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法等に基づき適切に対策を行うと共に、開催期間中については地表面を舗装または覆土し、来場者の接触・拡散防止を図ることで安全性を確保します。

以上のことから、現地調査による汚染状況の把握は不要であると判断し、既存資料調査のみとしました」。

これに対して、専門委員会報告書の検討結果は次のとおり。「会場予定地全域が土壌汚染対策法の指定区域等であり、同法に基づき飛散防止等の対策が行われることから、現地調査を実施しないとする事業者の考え方について問題はない」。

事業者提出資料の説明は何回読んでも難解なので、そのまま書き写したが、それでも理解に苦しむ。万博会場がひ素やふっ素など有害物質に汚染されていることは認めつつ、指定区域等に指定されており、対策も取られるので、現地調査を行わないという。それを専門委員会も問題はないとする。有害物質があるなら、変な理屈をつけず、現地調査を実施すべきでないか。会場の掘削は浅いというが、大屋根工事もそれで大丈夫なのだろうかと疑問が尽きない。IR カジノのように、現地調査をやるべきでないか。

(2022 年 1 月 4 日)